



奄美市 地球温暖化防止活動 実行計画

【事務事業編】
改訂版

令和6年4月 奄美市

はじめに

この奄美市地球温暖化防止活動実行計画〔事務事業編〕改訂版（以下「本計画」という。）は、奄美市（以下「本市」という。）市役所関連施設における事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全および強化のための措置に関する計画を記載したものです。

目 次

第 1 章 計画の意義と位置付け

1 計画改定の背景と意義	1
(1) 地球温暖化の科学的知見	1
(2) 社会の動き	2
(3) 改定の背景	6
(4) 改定の意義と留意点	7
2 計画の位置付け	8
3 計画の対象	9
(1) 対象範囲	9
(2) 対象機関および施設	9
(3) 対象とする温室効果ガス	14
4 計画期間	16
5 基準年度	16
6 基準係数等	16

第 2 章 事務事業による温室効果ガス排出量の算定

1 温室効果ガス排出量の算定	18
(1) 二酸化炭素 (CO ₂)	18
(2) メタン (CH ₄)	18
(3) 一酸化二窒素 (N ₂ O)	19
(4) ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	20
(5) パーフルオロカーボン類 (PFC)	20
(6) 六ふっ化硫黄 (SF ₆)	20
(7) 三ふっ化窒素 (NF ₃)	20
2 温室効果ガスの排出状況	21
3 排出削減に向けた取組の現状評価と今後の取組の方向性	27
(1) 前回の計画の取組評価	27
(2) エコ活動などソフト的な取組事項	28
(3) 施設や機器の整備などハード的な取組事項	29

第 3 章 基準年度および温室効果ガスの排出量削減目標

1 基準年度および基準排出量	32
2 将来水準と温室効果ガスの排出量削減目標	32
(1) 将来水準	32
(2) 目標年度	32
(3) 削減目標	32
(4) 削減目標の設定の考え方	33

第4章 取組項目および取組目標

取組分野1：環境に配慮した製品を利用します	35
（1）次世代自動車および充電設備等の導入	35
（2）グリーン購入の推進	36
（3）環境に配慮したイベント開催の推進	38
取組分野2：省資源・省エネルギーを推進します	39
（1）上下水使用量の削減	39
（2）電気使用量の削減	40
（3）ペーパーレス（用紙類の削減）の推進	42
（4）燃料使用量の削減	43
取組分野3：環境汚染を防止し緑化等を推進します	44
（1）緑化等の推進	44
（2）汚染物質の排出抑制等	45
（3）廃棄物の減量化・リサイクルの推進	46
取組分野4：建築・改修、機器更新等における環境配慮や 再生可能エネルギーの導入を進めます	47
（1）省資源に配慮した建築・改修の推進	47
（2）省エネルギーに配慮した建築・改修の推進	48
（3）適切な公害防止施設の設置・使用	49
（4）再生可能エネルギーの導入推進	50
（5）建物の長寿命化	51
取組分野5：職員等の環境保全意識の向上のための取組や総合的な 省エネルギーにつながる取組を進めます	52
（1）職員の環境保全意識の向上	52
（2）職員の自主的取組の推進	53
（3）関係者との連携の推進	54
（4）総合的な省エネルギーにつながる取組の推進	55

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	56
（1）温暖化対策実行計画推進委員会	56
（2）温暖化対策実行計画推進委員会委員長	56
（3）温暖化対策推進責任者	56
（4）温暖化対策推進員	57
（5）温暖化対策推進員会議	57
（6）温暖化対策推進事務局	58
2 実施状況の点検・公表	59
3 計画の見直し	59

第1章 計画の意義と位置付け

1 計画改定の背景と意義

(1) 地球温暖化の科学的知見

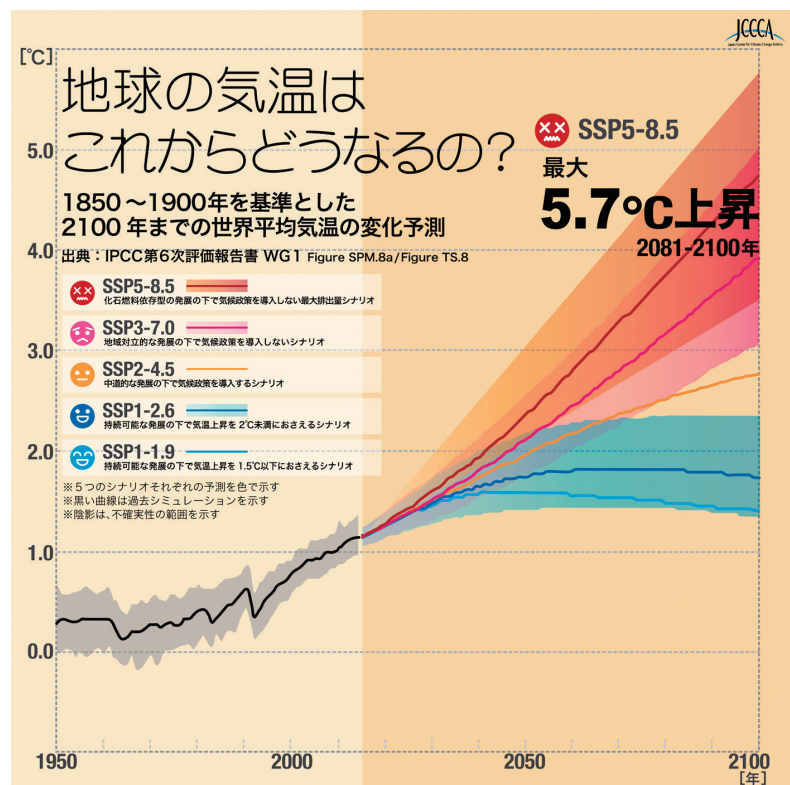
地球温暖化とは、地球の地表面および大気の温度が自然変動の範囲を超えて長期的に上昇する現象で、その主因は二酸化炭素等による温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体に気候変動をもたらすものであり、日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害が観測されています。

世界の政策決定者に対して正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、2021（令和3）年～2022（令和4）年にかけて、最新知見を取りまとめた第6次評価報告書（以下「AR6」という。）を公表しました。「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い（可能性95%以上）」とした2013年の第5次報告書（以下「AR5」という。）から、AR6では「人間活動が大気・海洋および陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と評価され、AR5から大きく踏み込んだ表現となっています。

また、猛暑や大雨などの極端現象の増加にも人間活動の影響が現れていると評価されました。ほとんどの陸域で、1950年代以降主に人為起源の気候変動により大雨の頻度と強度が増加しています。また、一部の地域では、人為起源の気候変動が穀物生産や生態系に悪影響を及ぼす干ばつの増加に寄与しています。

さらに、今後、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない場合、21世紀末には地球全体の平均気温が3.3～5.7℃上昇する可能性が報告されています。

今後、気温上昇を抑えるには、早期に排出量削減に取り組み、できるだけ速やかに排出量を実質ゼロにすることが必要となります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>)

(2) 社会の動き

1992（平成4）年の国連総会において、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。その後、毎年締約国会議が開催されています。第1回目の締約国会議（COP1）は1995（平成7）年にドイツのベルリンで開催され、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997（平成9）年の第3回締約国会議（COP3）は日本の京都で開催され、京都議定書が採択されました。この中で、日本は温室効果ガス排出量を「2008年から2012年」の第一約束期間に、1990年比で6%削減するとの目標が定められました。



これらの国際的な動きを受け、1998（平成10）年10月、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が公布され、1999（平成11）年4月に施行されました。この法律は、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者および国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを定めています。

2013（平成25）年にポーランドのワルシャワで開催された第19回締約国会議（COP19）では、全ての国に対し、第21回締約国会議（COP21）に十分先立って2020（令和2）年以降の国が決定する貢献案（Intended Nationally Determined Contribution。以下「INDC」）を示すことが招請されました。政府は、2015（平成27）年7月、地球温暖化対策推進本部において2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成25）年度比で26.0%減（2005（平成17）年度比25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、国連に提出しました。

また、同年2015（平成27）年にフランスのパリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、新たな国際枠組であるパリ協定が採択されました。パリ協定では全ての締約国が「平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ことを目標として掲げ、今世紀後半において、人間活動による温室効果ガス排出量を森林などによる吸収量などとバランスをとり、実質ゼロにする方針を打ち出しています。パリ協定は2016（平成28）年11月4日に発効し、日本は11月8日に批准しました。これを受け、政府は同年12月地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

パリ協定

- ・ 京都議定書の後継にあたる枠組み
- ・ 2015（平成27）12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議で採択
- ・ 世界共通の長期目標として「平均気温上昇を産業革命前から2℃よりも十分低く保つこと、1.5℃以下に抑える努力を追求」すること
- ・ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること など

翌年2016（平成28）年5月、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、温室効果ガスの排出抑制および吸収量の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載された「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

そして、2020（令和2）年10月、内閣総理大臣は国会の所信表明演説で、パリ協定に定める目標等を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、翌年、2021（令和3）年3月、2050年までにカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。

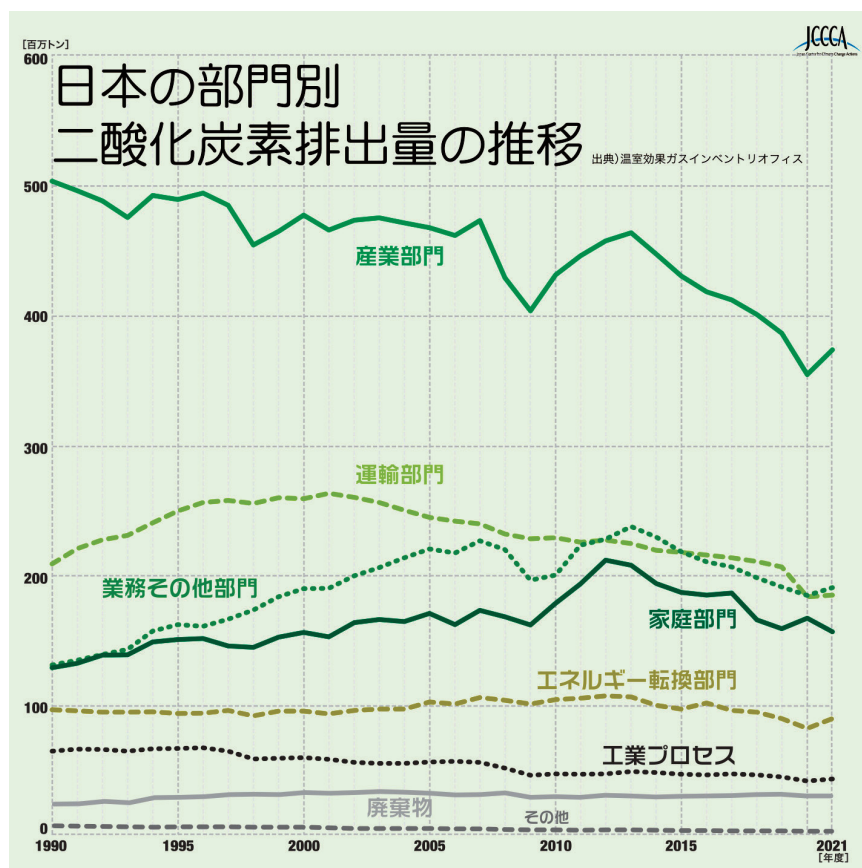
2021（令和3）年10月、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年に温室効果ガス排出量を2013年度から46％削減することを目指し、さらに50％の高みに向けて挑戦を続けていくこととし、2050年には温室効果ガス排出量を実質ゼロにする裏付となる対策や施策を示しました。この目標を達成するために、国の地球温暖化対策計画では、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度における部門別に排出量の目安と示しています。行政機関が含まれる「業務その他部門」については、2013年度実績である238百万t-CO₂を51％削減して、116百万t-CO₂という2030年度の排出量の目安を示しています。

表 2030年度温室効果ガス別その他区分ごとの目標・目安（単位：百万t-CO₂）

	2013実績	2019年度実績 (2013年度比)	2030年度の目標・ 目安(2013年度比)
温室効果ガス排出量・ 吸収量	1,408	1,166 (▲17%)	760 (▲46%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029 (▲17%)	677 (▲45%)
産業部門	463	384 (▲17%)	289 (▲38%)
業務その他部門	238	193 (▲19%)	116 (▲51%)
家庭部門	208	159 (▲23%)	70 (▲66%)
運輸部門	224	206 (▲8%)	146 (▲35%)
エネルギー転換部門	106	89.3 (▲16%)	56 (▲47%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2 (▲4%)	70.0 (▲15%)
メタン(CH ₄)	30.0	28.4 (▲5%)	26.7 (▲11%)
一酸化二窒素(N ₂ O)	21.4	19.8 (▲8%)	17.8 (▲17%)
代替フロン等4ガス	39.1	55.4 (+42%)	21.8 (▲44%)
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	32.1	49.7 (+55%)	14.5 (▲55%)
パーフルオロカーボン(PFCs)	3.3	3.4 (+4%)	4.2 (+26%)
六フッ化硫黄(SF ₆)	2.1	2.0 (▲4%)	2.7 (+27%)
三フッ化硫黄(NF ₃)	1.6	0.26 (▲84%)	0.5 (▲70%)
温室効果ガス吸収源	—	▲45.9%	▲47.7%
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。		

資料 環境省 地球温暖化対策計画

2021（令和3）年の全国における業務その他部門の二酸化炭素排出量は190.2百万t-CO₂で、2013年度の237.3百万t-CO₂と比較して約20％削減されています。2030年度において、2013年度比51％削減の目標達成に向け、更なる削減が必要になってきます。



資料 全国地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策は、国、県、市町村がそれぞれの行政事務の役割、責務を踏まえ、密接に連携しながら取組を進めていくことが必要です。2050年カーボンニュートラルに向けて、行政機関が果たすべき役割はますます高まっています。

地球温暖化対策計画の構成

新たな地球温暖化対策計画の構成



はじめに（科学的知見、これまでの我が国の取組、パリ協定実施方針に関する交渉等）

第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

■我が国の地球温暖化対策の目指す方向

- ① 2050年カーボンニュートラル実現に向けた中長期の戦略的取組
- ② 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

■地球温暖化対策の基本的考え方

- ① 環境・経済・社会の統合的向上
- ② 新型コロナウイルス感染症からのグリーンリカバリー
- ③ 全ての主体の意識の改革、行動変容、連携の強化
- ④ 研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献
- ⑤ パリ協定への対応
- ⑥ 評価・見直しプロセス（PDCA）の重視

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

■我が国の温室効果ガス削減目標

- ・ 2030年度に2013年度比で46%減を目指す、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける

■計画期間

- ・ 閣議決定の日から2030年度末まで

第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために

■地球温暖化対策計画の進捗管理

- ・ 毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討

■国民・各主体の取組と技術開発の評価方法

■推進体制の整備

第3章 目標達成のための対策・施策

■国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

■地球温暖化対策・施策

- ・ エネルギー起源二酸化炭素
- ・ 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
- ・ 温室効果ガス吸収源対策・施策
- ・ 分野横断的な施策
- ・ 基盤的施策

■公的機関における取組

■地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

■特に排出量の多い事業者に期待される事項

■脱炭素型ライフスタイルへの転換

■地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）

■海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際連携の確保、国際協力の推進

- ・ パリ協定に関する対応
- ・ 我が国の貢献による海外における削減
- ・ 世界各国及び国際機関との協調的施策

別表（個々の対策に係る目標）

■エネルギー起源CO₂■非エネルギー起源CO₂

■メタン・一酸化二窒素

■代替フロン等4ガス

■温室効果ガス吸収源

■横断的施策

2

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策



《再エネ・省エネ》

- 「改正地球温暖化対策推進法」に基づき、自治体が太陽光等の促進区域を設定
- 風力等の導入拡大に向けた送電線の整備、利用ルールの見直し
- 地熱発電の開発加速に向けた科学データ収集・調査、地域調整
- 住宅や建築物の省エネ基準の義務付け拡大
- 家電などの省エネ基準の引き上げ
- 省エネ機器の導入補助金、税制措置

《横断的取組》

- 2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 国や自治体において、庁舎・施設に太陽光発電を最大限導入
- 日本の技術を活用した、新興国での排出削減
→「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

《産業・運輸など》

- 2050年に向けたイノベーション支援
→2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援
- 電動車の充電設備、水素ステーション導入支援
→2030年までに新車販売に占める次世代自動車を5～7割に
→2035年までに電動車100%に
- ノンフロン冷凍冷蔵機器の技術開発・導入支援
- 鉄道、船舶、航空機の脱炭素化
- 海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

3

資料 環境省

(3) 改定の背景

本市では2018年（平成30）年2月に、温対法に基づき奄美市地球温暖化防止活動実行計画（事務事業編）を策定しました。この計画の実施期間を終えたこと、近年の温対法の改正や「地球温暖化対策計画」の改定等を踏まえ、2030年度における温室効果ガス排出削減目標の引き上げやその施策・対策の実施に向け、総合的かつ計画的に推進を図るために改定することとしました。

なお、温対法第21条第13項、第14項には、実行計画を策定又は変更したときは、遅滞なくこれを公表すること、同条第15項に、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならないとされています。

地球温暖化対策の推進に関する法律

第二十一条

都道府県および市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県および市町村の事務および事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

第2項 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 地方公共団体実行計画の目標
- 3 実施しようとする措置の内容
- 4 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

第3項～第12項（省略）

第13項 都道府県および市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

第14項 第9項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

第15項 都道府県および市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置および施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第16項、第17項（省略）



(4) 改定の意義と留意点

本市は自らの事務事業に関して、率先して地球温暖化対策を実施するものとし、これまでの対策の実施状況や社会情勢等を踏まえて、更なる取組の推進を図るため本計画を改定します。

本市の事務事業において、この実行計画を全庁あげて取組を進めることによる効果として、以下の6点があげられます。

なお、本計画の推進にあたっては、住民サービスや執務環境に支障が生じないように十分に配慮します。

①地域における温室効果ガスの実質的な削減

本市の事務事業は、本市内全体の温室効果ガス排出量の約4%、業務その他部門の約18%を占める大きな経済主体であり、自らの事務事業により排出される温室効果ガスの排出量を削減することは、地域全体における温室効果ガス排出量の実質的な削減に寄与するものです。

②取組により地域の模範となる

本市が率先的な取組を行うことにより地域の模範となり、本計画を参考として、事業者、住民の自主的・積極的な取組が進んでいくことが期待されます。

③グリーン調達による経済の活性化

本計画に、環境配慮型商品の調達といった温室効果ガス排出削減のための措置に関する目標を盛り込み、具体的な目標を掲げて環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入することで、地域経済の活性化に貢献するものとなります。

④省エネ・省資源化による水光熱費等の事務経費の削減

紙、電気、水の使用量、廃棄物の発生量などを削減することは、事務経費の削減にもつながるなど、地球温暖化防止への効果と経済効果を同時に達成することができます。削減した経費は新たな独自予算を確保したともいえるものです。

⑤温室効果ガス排出抑制対策に関する経験・知見の蓄積

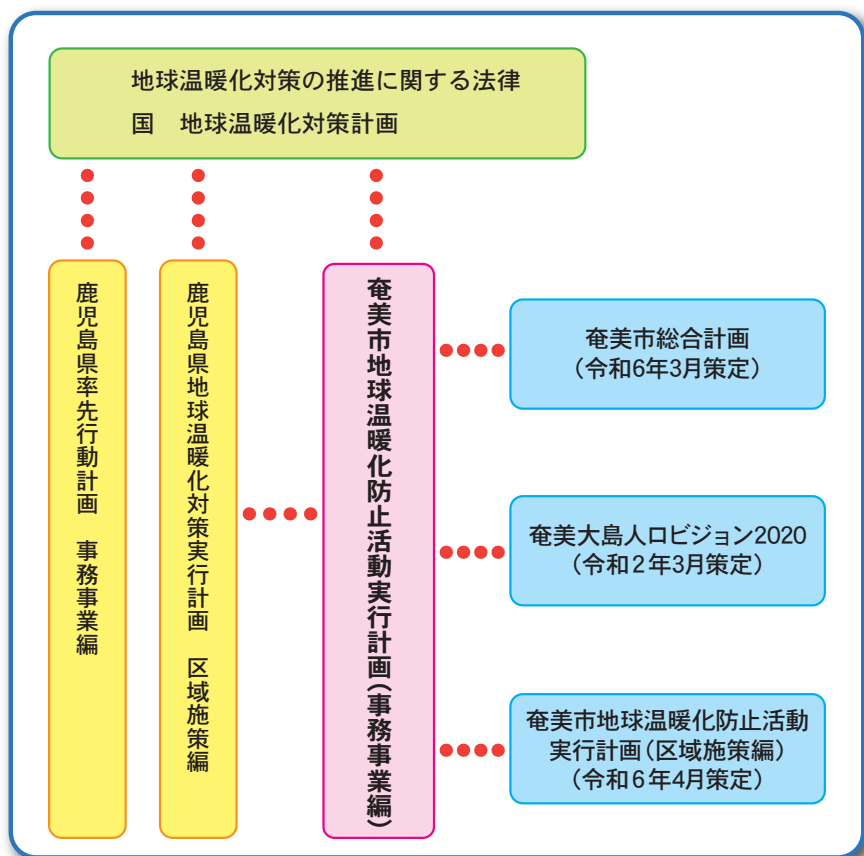
地域の住民や事業者に身近な行政機関として、本市には地球温暖化対策に関する情報提供等の支援を行う役割があります。自らの取組を通じて、地球温暖化対策について経験や知見を蓄積し、住民や事業者に対する情報提供や助言をより効果的に行うことができるようになります。

⑥一丸となって取り組む意識の醸成

本計画は市長部局・教育委員会に関係する全ての部署、すべての機関・事務局が一丸となって取り組むことで実現が可能となるものです。全庁をあげての取組を進めることで、市の関係機関全体が一つの目標に向かって進む体制の構築や全職員の連帯感が高まっていくことが期待されます。

2 計画の位置付け

本計画は、温対法 第 21 条第 1 項に基づき、市が自らの事務および事業に関し、率先して地球温暖化対策を実施するための計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））として位置付けます。



他の計画との関係